

新旧対照表（案）

※ 下線部分が改正部分

横浜市「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物新築等計画認定実施要綱	
旧	新
<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定の施行に関し、法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、認定等に必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>なお、用語の定義は、法、令及び規則によるものとする。</u></p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定の施行に関し、法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、認定等に必要な事項を定めるものとする。<u>なお、用語の定義は、法、令及び規則によるものとする。</u></p>
<p>(所管行政庁が認める基準)</p> <p>第2条 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅱ第2の所管行政庁が認めるものは、横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第141条の4第1項の規定による「建築物環境配慮計画」又は横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱（平成23年12月制定。以下「環境配慮要綱」という。）第3条の規定による「特定外建築物環境配慮計画」の届出において、CASBEE横浜又はCASBEE横浜[戸建]によるライフサイクルCO2（温暖化影響チャート）の評価結果が「緑☆☆☆」以上かつ、建築物（すまい）の環境効率（BEEランク&チャート）の評価結果が「B+」以上のものとする。</p>	<p>(所管行政庁が認める基準)</p> <p>第2条 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅱ第2の所管行政庁が認めるものは、横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第141条の4第1項の規定による「建築物環境配慮計画」又は横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱（平成23年12月制定。以下「環境配慮要綱」という。）第3条の規定による「特定外建築物環境配慮計画」の届出において、CASBEE横浜又はCASBEE横浜[戸建]によるライフサイクルCO2（温暖化影響チャート）の評価結果が「<u>緑☆☆☆</u>」以上かつ建築物（すまい）の環境効率（BEEランク&チャート）の評価結果が「B+」以上のものとする。</p>
<p>(所管行政庁が定める図書)</p> <p>第2条の2 規則第41条第1項の規定に基づき所管行政庁が定める図書は、次</p>	<p>(所管行政庁が定める図書)</p> <p>第2条の2 規則第41条第1項の規定に基づき所管行政庁が定める図書は、次</p>

<p><u>のとおりとする。</u></p> <p>(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物調査機関が交付する適合証</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証</p> <p>(3) <u>第 2 条の措置を講じる場合にあつては、</u> 条例第 141 条の 4 第 1 項の規定により届け出た「建築物環境配慮計画届出書」又は環境配慮要綱第 3 条の規定により届け出た「特定外建築物環境配慮計画届出書」の副本の写し</p> <p>(4) （略）</p>	<p><u>に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物調査機関が交付する適合証（<u>法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。</u>）及び登録建築物調査機関から適合証を交付された際の添付図書（<u>登録建築物調査機関の押印があるものに限る。</u>）</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証（<u>法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。</u>）及び登録住宅性能評価機関から適合証を交付された際の添付図書（<u>登録住宅性能評価機関の押印があるものに限る。</u>）</p> <p>(3) 条例第 141 条の 4 第 1 項の規定により届け出た「建築物環境配慮計画届出書」又は環境配慮要綱第 3 条の規定により届け出た「特定外建築物環境配慮計画届出書」の副本の写し</p> <p>(4) （略）</p>
<p>（認定の申請）</p> <p>第 3 条 計画の認定申請者は、規則第 41 条第 1 項に定める申請書の正本及び副本（認定申請前に、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関の技術的審査の適合証を受けない場合は正本及び副本 2 部）に、それぞれ次に掲げる添付図書を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 規則第 41 条第 1 項の表に掲げる図書</p> <p>(2) <u>第 2 条の 2 第 1 項に定める</u>図書</p> <p>2 法第 54 条第 2 項に基づき、計画の認定の申請と併せて建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定の適合審査（以下</p>	<p>（認定の申請）</p> <p>第 3 条 計画の認定申請者は、規則第 41 条第 1 項に定める申請書の正本及び副本（認定申請前に、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関の技術的審査の適合証を受けない場合は正本及び副本 2 部）に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、<u>市長に提出するものとする。</u></p> <p>(1) 規則第 41 条第 1 項の表に掲げる図書</p> <p>(2) <u>前条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる</u>図書又はその写し</p> <p>(3) <u>第 2 条の措置を講じる場合にあつては、前条第 1 項第 3 号に掲げる</u>図書</p> <p>(4) <u>前条第 1 項第 4 号に掲げる</u>図書</p> <p>2 法第 54 条第 2 項に基づき、計画の認定の申請と併せて建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定の適合審査（以下</p>

<p>「建築基準適合審査」という。)を申し出る場合は、同項の規定による建築の申請書(以下「建築確認申請書」という。)の正本及び副本(建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を必要とする建築物の場合は、正本及び副本に加え、同法第6条の3第7項又は第18条第10項に規定する適合判定通知書又はその写しに、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えたもの(以下「適合判定通知書等」という。))を、認定申請に併せ、提出するものとする。</p>	<p>「建築基準適合審査」という。)を申し出る場合は、同項の規定による建築の申請書(以下「建築確認申請書」という。)の正本及び副本(建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を必要とする建築物の場合は、正本及び副本に加え、同法第6条の3第7項若しくは第18条第10項に規定する適合判定通知書又はその写しに、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えたもの(以下「<u>構造適合判定通知書等</u>」という。))を、<u>前項の規定による</u>認定申請に併せ、提出するものとする。</p>
<p>(認定の審査)</p> <p>第4条 市長は、計画の認定の申請(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の内容について疑義がある場合は、必要に応じて申請者等(技術的審査の適合証が添付されている場合は当該適合証を交付した登録建築物調査機関若しくは登録住宅性能評価機関を含む。)に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(認定の審査)</p> <p>第4条 市長は、計画の認定の申請(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の内容について疑義がある場合は、必要に応じて申請者等(技術的審査の適合証が添付されている場合は当該適合証を交付した登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関を含む。)に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(軽微な変更)</p> <p>第5条 認定建築主が、軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(第2号様式)2通に、それぞれ規則第41条に定める申請図書及び第2条に定める添付図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>第5条 認定建築主が、軽微な変更をしようとする場合は、軽微な変更届(第2号様式)2通に、それぞれ規則第41条に定める申請図書及び第2条の2に定める図書のうち変更に係るもの(変更後の図書に認定時の計画を朱書表示(変更部分のみ)したもの)並びに認定建築主を変更しようとするときは、<u>計画の認定に基づく地位を承継することを証する書面の写し</u>を添えて、市長に提出するものとする。</p>
<p>(計画の変更認定の申請)</p> <p>第6条 計画の変更認定申請者は、規則第45条に定める申請書の正本及び副本(変更認定申請前に登録建築物調査機関若しくは登録住宅性能評価機関の技術的審査の適合証を受けない場合は、正本及び副本2部)に、それぞれ第2条の2に定める添付図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。</p>	<p>(計画の変更認定の申請)</p> <p>第6条 計画の変更認定申請者は、規則第45条に定める申請書の正本及び副本(変更認定申請前に登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関の技術的審査の適合証を受けない場合は、正本及び副本2部)に、それぞれ第2条の2に定める図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。</p>

<p>とする。</p> <p>2 変更認定申請と併せて建築基準適合審査を申し出る場合は、建築確認申請書の正本及び副本（構造計算適合性判定を必要とする建築物の場合は、正本及び副本に加え、適合判定通知書等）を、変更認定申請に併せ、提出するものとする。</p>	<p>2 変更認定申請と併せて建築基準適合審査を申し出る場合は、建築確認申請書の正本及び副本（構造計算適合性判定を必要とする建築物の場合は、正本及び副本に加え、<u>構造適合判定通知書等</u>）を、<u>前項の規定による変更認定申請</u>に併せ、提出するものとする。</p>
<p>（認定申請の取下げ）</p> <p>第7条 申請者が、<u>当該申請</u>を取り下げようとするときは、取下届（第3号様式）2通を、市長に提出するものとする。</p>	<p>（認定申請の取下げ）</p> <p>第7条 申請者が、<u>法第53条第1項（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく申請</u>を取り下げようとするときは、取下届（第3号様式）2通を、市長に提出するものとする。</p>
<p>（低炭素建築物新築等計画の取りやめ）</p> <p>第8条 認定建築主は、<u>低炭素建築物新築等計画</u>を取りやめようとするときは、低炭素建築物新築等計画を取りやめる旨の申出書（第4号様式）2通に、低炭素建築物新築等計画認定通知書（規則第六号様式。以下「認定通知書」という。）（計画変更認定を受けた者にあつては、低炭素建築物新築等計画変更認定通知書（規則第八号様式。以下「変更認定通知書」という。））を添えて市長に提出するものとする。</p>	<p>（計画の取りやめ）</p> <p>第8条 認定建築主は、計画を取りやめようとするときは、低炭素建築物新築等計画を取りやめる旨の申出書（第4号様式）2通に、低炭素建築物新築等計画認定通知書（規則第六号様式。以下「認定通知書」という。）（計画変更認定を受けた者にあつては、低炭素建築物新築等計画変更認定通知書（規則第八号様式。以下「変更認定通知書」という。））を添えて市長に提出するものとする。</p>
<p>（建築工事の完了報告）</p> <p>第9条 法第56条の規定に基づき、認定建築主は、<u>低炭素建築物新築等計画</u>に基づく建築物の工事が完了したときは、速やかに低炭素建築物新築等計画に基づく工事が完了した旨の報告書（第5号様式）に、必要に応じ、次の各号に掲げる図書を添えて、市長に報告するものとする。</p> <p>(1)～(2)（略）</p>	<p>（建築工事の完了報告）</p> <p>第9条 法第56条の規定に基づき、認定建築主は、計画に基づく建築物の工事が完了したときは、速やかに低炭素建築物新築等計画に基づく工事が完了した旨の報告書（第5号様式）<u>2通</u>に、必要に応じ、次の各号に掲げる図書を添えて、市長に報告するものとする。</p> <p>(1)～(2)（略）</p>
<p>（低炭素建築物の新築等に関する報告）</p> <p>第10条 法第56条の規定による報告（前条による報告を除く。）を求められた認定建築主は、低炭素建築物の新築等に関する報告書（第6号様式）に必要な図書を添えて市長に報告するものとする。</p>	<p>（低炭素建築物の新築等に関する報告）</p> <p>第10条 法第56条の規定による報告（前条による報告を除く。）を求められた認定建築主は、低炭素建築物の新築等に関する報告書（第6号様式）に必要な図書を添えて、<u>市長</u>に報告するものとする。</p>
<p>（認定の取消し）</p> <p>第12条 法第58条の規定による<u>低炭素建築物新築等計画</u>の認定を取り消した</p>	<p>（認定の取消し）</p> <p>第12条 法第58条の規定による計画の認定を取り消した旨の通知は、低炭素建</p>

<p>旨の通知は、低炭素建築物新築等計画認定取消し通知書（第8号様式）により通知するものとする。</p>	<p>建築物新築等計画認定取消通知書（第8号様式）により通知するものとする。</p>
<p>(認定通知書等の再交付申請) 第14条 認定建築主は、当該認定通知書又は変更認定通知書（以下「認定通知書等」という。）を紛失等した場合は、当該認定等の証明のために認定通知書等の再交付を受けることができる。 2 認定建築主は、認定通知書等の再交付を申請するときは、低炭素建築物新築等計画認定通知書等の再交付申請書（第10号様式）の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる添付書類を添えて、市長に提出するものとする。 (1)～(2) (略)</p>	<p>(認定通知書等の再交付申請) 第14条 認定建築主は、当該認定通知書又は変更認定通知書（以下「認定通知書等」という。）を紛失等した場合は、当該認定の証明のために認定通知書等の再交付を受けることができる。 2 認定建築主は、認定通知書等の再交付を申請するときは、低炭素建築物新築等計画認定通知書等の再交付申請書（第10号様式）の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。 (1)～(2) (略)</p>
<p>第1号様式（要綱第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">認定しない旨の通知書 (略)</p> <p><u>(教示)</u> この処分¹に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に異議申立てをすることができます。 また、この処分があつたことを知った日から6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p>	<p>第1号様式（要綱第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">認定しない旨の通知書 (略)</p> <p><u>(備考)</u> 様式の下欄には、教示について記載することができる。</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p>
<p>第2号様式（要綱第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">軽微な変更届 (略)</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に規定する軽微な変更をしたので、認定（変更認</p>	<p>第2号様式（要綱第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">軽微な変更届 (略)</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に規定する軽微な変更をしたので届け出ま</p>

定) 通知書を添えて届け出ます。

1	認定低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号		
2	認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日		
3	認定に係る建築物の位置			
4	認定建築主の住所、氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	電話 - -	
		氏名		
5	変更事項	変更項目	変更前	変更後

す。

1	低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号		
2	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日		
3	認定に係る建築物の位置			
4	認定建築主の住所、氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	新	住所	電話 - -
			氏名	印
		旧	住所	電話 - -
			氏名	印
5	変更事項			

※ 受 付 処 理 欄		
----------------------------	--	--

(注意)

- 1 2通作成してください。
- 2 ※印の欄には、記入しないでください。

(A4)

※ 受 付 処 理 欄		<p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2通作成してください。 2 届出者は旧又は新認定建築主としてください。 3 認定建築主を変更する場合、計画の認定に基づく地位を承継することを証する書面の写しを添えて提出してください。 4 ※の欄には、記入しないでください。
----------------------------	--	--

(A4)

第4号様式 (要綱第8条関係)

低炭素建築物新築等計画を取りやめる旨の申出書

(略)

1	低炭素建築物新築等計画 計画の認定番号	第	号
2～※受付処理欄 (略)			

(注意)

- 1 (略)
- 2 認定通知書を添付してください。

(略)

第6号様式 (要綱第10条関係)

低炭素建築物の新築等に関する報告書

(略)

1	認定低炭素建築物新築等 計画の認定番号	第	号
---	------------------------	---	---

第4号様式 (要綱第8条関係)

低炭素建築物新築等計画を取りやめる旨の申出書

(略)

1	低炭素建築物新築等計画 の認定番号	第	号
2～※受付処理欄 (略)			

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しないで下さい。
- 2 認定通知書又は変更認定通知書を添付してください。

(略)

第6号様式 (要綱第10条関係)

低炭素建築物の新築等に関する報告書

(略)

1	低炭素建築物新築等計画 の認定番号	第	号
---	----------------------	---	---

2	認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日
3～※受付処理欄 (略)		

(略)

第7号様式 (要綱第11条関係)

改善命令書

(略)

1	認定低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号
2	認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日
3～7 (略)		

(A4)

2	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日
3～※受付処理欄 (略)		

(略)

第7号様式 (要綱第11条関係)

改善命令書

(略)

1	低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号
2	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日
3～7 (略)		

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第8号様式 (要綱第12条関係)

低炭素建築物新築等計画認定取消し通知書

(略)

次の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、認定を取消します。

(略)

1. 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号

(略)

2. 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日

第8号様式 (要綱第12条関係)

低炭素建築物新築等計画認定取消通知書

(略)

次の低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、認定を取消します。

(略)

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

(略)

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

(略)

(教示)
 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に異議申立てをすることができます。
 また、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

(A4)

(略)

(A4)

(備考)
 様式の下欄には、教示について記載することができる。

第9号様式（要綱第13条関係）

低炭素建築物の新築等に関する指示書
 (略)

1	認定低炭素建築物新築等計画の認定番号	第	号
2	認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年	月 日
3～6 (略)			

(A4)

第9号様式（要綱第13条関係）

低炭素建築物の新築等に関する指示書
 (略)

1	低炭素建築物新築等計画の認定番号	第	号
2	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年	月 日
3～6 (略)			

(A4)

第10号様式（要綱第14条関係）

低炭素建築物新築等計画認定通知書等の再交付申請書
 (略)

横浜市「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物新築等計画認定に関する要綱第14条の規定に基づき、認定等の証明のために、認定通知書等の再交付を申請します。

第10号様式（要綱第14条関係）

低炭素建築物新築等計画認定通知書等の再交付申請書
 (略)

横浜市「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物新築等計画認定実施要綱第14条の規定に基づき、認定等の証明のために、認定通知書等の再交付を申請します。

1	認定低炭素建築物新築等 計画の認定番号	第	号
2	認定低炭素建築物新築等 計画の認定年月日	年	月 日
3～※受付処理欄 (略)			

(略)

第 11 号様式 (要綱第 15 条関係)

再交付しない旨の通知書

(略)

1. 申請年月日 年 月 日
2. (略)
3. 申請に係る住宅の位置
4. 理由

以上

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

1	低炭素建築物新築等計画 の認定番号	第	号
2	低炭素建築物新築等計画 の認定年月日	年	月 日
3～※受付処理欄 (略)			

(略)

第 11 号様式 (要綱第 15 条関係)

再交付しない旨の通知書

(略)

1. 再交付申請年月日 年 月 日
2. (略)
3. 申請に係る建築物の位置
4. 再交付申請に係る通知書の種類
5. 理由

以上

(A4)

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。